

令和7年度第1回府中市市民協働推進会議会議録（要旨）

- 開催日時 令和7年5月15日（木）午後2時から4時15分
- 開催場所 府中駅北第2庁舎3階 打合せ室
- 出席委員 青山委員、五十嵐委員、芝委員、柴原委員、関根委員、高橋委員、田中委員、丹野委員、野原委員、花岡委員
- 欠席委員 和田委員
- 事務局 大井市民協働推進部長、福嶋協働共創推進課長、加瀬協働共創推進課主査、小堀協働共創推進課主任、小池協働共創推進課主任
- 傍聴者 1名
- 議事内容
 - 1 委嘱状の伝達
 - 2 市民協働推進部長挨拶
 - 3 委員紹介
 - 4 正副会長の選出
 - 5 諮問
 - 6 審議事項
 - (1) 会議の公開について
 - (2) 府中市の市民協働の歩み及び推進会議の関わりについて
 - (3) 諮問事項について
 - ア 市民協働の取組の進捗管理について
 - イ 市民協働の推進に関する実施計画（仮）について
 - ウ 市民協働・共創促進事業について
 - エ クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金「ファンファーレ」について
 - (4) 会議開催予定について
 - (5) 協働事業選定・評価部会の設置および部会員の選出について
 - 7 その他

■会議録（要旨）

○事務局 これより第1回府中市市民協働推進会議を開催いたします。会長が決定されるまで進行役を務めます。次第1、委嘱状の伝達については机上に置かせていただき、これをもって委嘱状の伝達に代えさせていただきます。続いて、次第2、市民協働推進部長の挨拶に移ります。

（市民協働推進部長より挨拶）

○事務局 続いて、配布資料の確認をいたします。

（配付資料の確認）

○事務局 続いて、次第3、委員の紹介に移ります。

（委員の自己紹介）

○事務局 続いて、事務局の紹介をします。

（名前の紹介）

○事務局 ここで、資料3をご覧ください。

（資料3に基づき、当会議の設置に関する例規を確認。出席者が過半数に達し、会議が有効に成立する旨を報告）

○事務局 続いて、次第4、正副会長選出に移ります。資料3、会議規則第3条では、委員の互選となっていますが、いかがでしょうか。

○委員 初めて選出された方も多いので、事務局に提案してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局 事務局としては、当会議で令和3年度から昨年度までの4年間副会長をお務めいただいた東京外国語大学副学長、青山委員に会長を、副会長は中央大学商学部准教授、関根委員にお願いできればと考えておりますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

○事務局 それでは、正副会長が選出されましたので、両委員は正副会長席への移動をお願いします。

(席を移動したうえで正副会長から挨拶)

○事務局 続いて、次第5、諮問書の伝達に移ります。

(大井部長が諮問書を読み上げ、青山会長へ伝達。事務局が諮問書の写しを各委員に配付)

○事務局 これより、進行を青山会長にご依頼します。

○会長 それでは、審議事項1、会議の公開について、事務局から説明してください。

○事務局 説明します。

(資料5に基づき、会議の公開の仕方や傍聴の申込方法について説明。)

○会長 説明がありましたが、意見や質問はありますか。質問がなければ、本日傍聴希望者はいらっしゃいますか。

○事務局 傍聴希望者が一名います。

○会長 傍聴を許可してよろしいですか。

(異議なし)

○会長 事務局は傍聴希望者を案内してください。

○会長 それでは、審議事項2、府中市の市民協働の歩み及び推進会議の関わりについて、事務局から説明してください。

○事務局 説明します。

(資料6に基づき、これまでの市の市民協働の歩みや実施してきた制度、それらとの当会議の関わりについて説明。)

○会長 説明がありましたが、市では総合計画が市政の大元になっており、2020年から第

7次府中市総合計画（以下、総合計画）が始まり、現在は前期の期間中、後期計画については前期を手直しするかたちで策定中です。大きく謳われていることのひとつが、府中市のまちづくりは市民の参加と協働で行っていきたいということになります。それを示す普遍的なものとして「府中市市民協働の推進に関する条例」（以下、条例）ができ、今回課題とされているのは、その条例と対になるような具体的な計画を策定することです。また、市民協働を進める二つの具体的な仕組みがあります。ひとつが「市民協働・共創促進事業」で、もう一つは「クラウドファンディング型ふるさと納税活用公益活動支援事業補助金『ファンファアレ』」（以下、「ファンファアレ」）で、後で詳しく説明があります。「市民協働・共創促進事業」は名前を変更した経緯がありますが、現在はこの名称です。意見や質問はありますか。

○委員 大前提の話ですが、協働事業として PPP という取り組みがあると思いますが、この会議とはどういう関係でこういった位置づけになりますか。

○事務局 市でも事業の立ち上げに際しては PPP の手法を検討することになっていますが、取り組んでいるのは施設整備の関係がほとんどで、10 億円以上の規模のものに対してのものになります。広く言えば PPP も企業との協働になると思いますが、これらの協働事業とは別の基軸になります。

○委員 PPP を知らない委員が多いと思いますので簡単に説明しますと、Public Private Partnership の頭文字で、2015 年頃から全国的に進められている各自治体と民間による官民協働事業です。府中市のホームページにも PPP や PFI 手法導入事業の内容が公表されていて、それらも官民連携であろうと思ったのですが、それらは規模の大きいものが対象で、ここでの協働事業とは関連性はないということです。

○事務局 おっしゃるとおり、大きな視点から言えば PPP も協働に含まれると思いますが、どちらかと言うと PPP は一定規模以上の施設整備事業のことを指し、そうではない事業は協働事業としての取り組みという整理になります。

○事務局 補足しますと、昨年制定した条例では、市民同士による協働も、市民協働に含むと定義しています。これは気軽で身近な取り組みにも幅広く目を向けることで協働の意識づけしていくという方向性のものです。PPP も協働に含まれると思いますが、当会議では市民に近い規模のものを主に議論いただきたいと考えております。

○会長 市民協働における市民は広くて、個人のほか、企業や NPO、学校などの教育機関もすべて市民であり、市と市民の関係もあれば、市民同士の関係の協働もあり得ます。スケール間でいうと何億円というものではなく、もう少し身近で市民が実際に関わるような協働事業がこの市民協働推進会議で取り扱う範疇になると思います。

○委員 総合計画に対して、この市民協働推進会議はどういう立場になるのですか。

○事務局 総合計画には69の施策があり、各施策中に特に協働の手法で成果を生みたい取組みが書かれています。その「協働により推進したい取組み」に関して、当会議で進捗管理をしていただきます。

○委員 総合計画の全体像を市民協働でまとめるということですか。

○事務局 各施策にはゴールがあり、それに向けて協働の手法を取り入れるよう、総合計画には書かれています。その手法である協働を推進するために何をしたらよいか考えるのがこの会議になります。

○会長 一旦質問を締め切りますが、他にあれば後で伺います。それでは、審議事項3のうち、諮問事項1、市民協働の取組の進捗管理について、事務局から説明してください。

○事務局 説明します。

(資料7に基づき説明。総合計画における施策ごとの「協働により推進したい取組み」については各課が5段階の自己評価をしている。別途、協働で実施した各事業に対しても3段階で各課が自己評価をしている。参考に令和5年度の成果を資料7として配付する。令和6年度分の報告は第3回推進会議で行う。)

○会長 総合計画における「協働により推進したい取組み」と、事業ごとの成果について説明がありました。続けて、諮問事項2について、市民協働の推進に関する実施計画(仮)について、事務局から説明してください。

○事務局 説明します。

(資料8に基づき説明。「市民協働都市宣言」(以下、都市宣言)および「府中市市民協働の推進に関する基本方針」(以下、基本方針)と、条例の位置づけについて説明したのち、条例に基づいて策定予定の計画について、構成案と計画期間の案を説明。最後に、計画策定にかかる期間について一年ないし二年かけた場合の利点等を説明し、審議を依頼。)

○会長 市民協働推進に関する計画を策定することになりますが、本日は策定にかかる期間について審議します。説明があったとおり、市民協働については都市宣言と基本方針がありましたが、そのうち理念の部分を条例として制定したので、それに対応する具体的な計画を今回作ります。条例本文は資料8-2、またそれをごく簡単にまとめたリーフレットを配付しています。全7条のみで理念がわかりやすく、市内外にわかっていただけるものだと思います。

ます。事務局から構成案が示されていますが、当会議としてはこれをどういう方向に持っていくかを議論することになります。計画を策定していくにあたり、一年かけるか二年かけるか、事務局からそれぞれの利点等について説明がありましたが、意見や質問はありますか。

○委員 基本方針を廃止するという表現に違和感があります。基本方針を理念と具体的施策に分けるということは理解できましたが、この条例を何年かおきに見直すなどといった基本方針がベースにあるのが、通常法律でよくあるパターンだと思います。基本方針を無くすということは、条例が未来永劫続くというスタンスなのでしょうか。日々状況が変化する中で、条例を定期的に見直す機会があった方がよいと思います。一旦、理念に基づいて成果が出たとしても、より時代に即した条例に手直しが必要になる可能性もあると思いますので、そういうことが基本方針に書いてあってもよいのではないかと思います。

○事務局 資料８－１のとおり、これまでは都市宣言と基本方針の二本立てでしたが、基本方針を分解して、具体的な記述を計画に落とし込む予定です。この計画に関しては、当会議の意見を反映した見直しが、随時しやすいものになります。一方、条例改正には議決を経る必要があります、頻繁な改正が難しいため、理念的な考え方や方向性という大きなものを条例に落とし込みました。今後、その時代に求められているものを具体的に示していくのは計画の方で対応していきたいと考えていますが、おっしゃるとおり、条例改正についても見直す時期が来れば、改正も視野にこの会議体で検討していきたいと考えています。

○会長 私からも補足しますと、基本方針を無くすのではなくて、基本方針の理念的な部分は条例として議会の承認を経て決定し、その下にある具体的な計画については、適宜見直しができる新しいものを作っていくということになります。ご指摘があった基本方針の持っている柔軟性を活かしてその時代の課題に取り組むことについては、実施計画の部分で充分に対応できます。ただその前提として原理や原則といった簡単に変えられない部分である理念があり、それを条例として作ったと考えています。

○委員 初めて委員になりましたが、話を伺っていて、この条例の具体化が一番していかななくてはならないことだと思います。条例も何条もあるので、これをひとつひとつ具体化するのは結構時間がかかると思います。いろいろな立場から意見が出ると思うので、やはり二年ぐらいかかるのではないのでしょうか。

○会長 一年となると会議が後三回しかありませんし、二年かかるのではないかという意見でした。他に意見はありますか。

○委員 先ほどの質問の件ですが、基本方針の廃止という言葉が強すぎるので、移行とかそういう言葉でよいと思います。法律の専門からすると、どの法律も必ず基本方針ありきで、目的と理念の前に基本方針があるというのが世の中的な構造だと思います。廃止という言葉

は使わずに、拡大や具現化といった表現がよいと思います。

○会長 基本方針の考え方をやめたということではないですから、ご指摘の通りだと思います。

○事務局 あくまで条例に関しては基本方針の理念や考えを引き継いだものということになります。おっしゃるとおり、表現に気を付けてまいります。

○会長 他に質問はありますか。

○副会長 資料８－１の参考①のピラミッド図でいうと、基本方針の中に計画的な要素もあったということですか。あった場合、それは具体的に基本方針のどのあたりで、それをどう発展させていくようでしょうか。

○事務局 基本方針の第４章に「市民協働の手法と形態」、特に第５章に「市民協働の姿と今後の方向性」がありますが、これも基本方針の方向性ですので、そこまで具体的に書いてあるわけではありません。例えば、第５章の６に「コーディネート機能の拡充」とありますが、条例でも「協働コーディネーターの育成」という表現で盛り込んでおり、これを計画では、いつまでに何人のコーディネーターを育成するといったように具体化し、条例を補完することを考えています。

○副会長 この条例の枠組みのままで、条例に合わせて７つの計画ができるのでしょうか。

○事務局 計画でやるべきことをまとめたものが条例の第６条「市の責務」になります。大きく三つ掲げており、一つが啓発や広報、二つ目の支援については「市民協働の・共創推進事業」や「ファンファーレ」といった事業、三つ目のコーディネーターについては、育成のための研修の実施やその内容について、計画に落とし込みたいと考えています。

○会長 基本方針の発展形として条例ができ、今回具体的な計画にしていくということになりますね。

○委員 基本方針の第５章の７「市民協働の取組の進行管理と条例の検討」ですが、具体的にはどういうことですか。

○事務局 資料７で令和５年度の市民協働による取組実績をお示しましたが、総合計画における各施策において、協働により成果が出たのか、協働により課題の解決に至ったのか、といったことについての資料を作成しますので、それをもとに皆様に評価していただくことが進行管理です。

○会長 実際にやってみないと分からない部分があると思いますが、説明があったとおりです。

○委員 二点質問しますが、この総合計画の進捗管理における目的は、年度ごとのものですか。また、これは数値的、定量的に達成したか否かを測るのか、または文章的なもので達成したか否かを判断するのでしょうか。

○事務局 一点目については、一般的に当市の計画は年度ごとに刻むものになりますが、どうやって進行管理していたほうがいいかは、当会議で議論をしたいと考えています。二点目については、文章的な指標より、数字の方が委員の皆様が評価しやすいと思いますが、どういった指標がいいのかということも含めて当会議で議論していただきたいと考えています。

○会長 私たちは市民の代表でもあり、市民の意見を反映する場として非常に大事な会議体ですので、ご協力をよろしくお願いします。それでは、本日は計画策定にける期間を決めなくてはけません。一年では短いという意見がありましたが、他にありますか。もしなければ、計画策定は二年間で丁寧に進めていくという結論でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、計画策定には二年かけるということで、今回はそれを踏まえたスケジュールを作っていただきます。続けて、諮問事項3、市民協働・共創促進事業について、事務局から説明してください。

○事務局 説明します。

(資料9に基づき、事業概要と、実施する事業を採択するための審査会について説明。審査会には部会員が出席し、資料9-2に基づき審査し、結果は、書面による答申となる。審査会の予定は資料2に記載のとおり。翌年度に報告会があり、資料9-3、4、5を用いて部会員が第三者評価をする。評価方法については、過去の委員からの意見を踏まえて改善することも視野に入れている。)

○会長 続けて、諮問事項4、「ファンファーレ」について、事務局から説明してください。

○事務局 説明します。

(資料10に基づき、事業概要と、実施する事業を採択するための審査会について説明。審査会には部会員が出席し、資料10-2に基づき審査し、結果は、書面による答申となる。)

審査会の予定は資料2に記載のとおり。翌年度に報告会があり、資料10-3を用いて部会員が第三者評価する。評価方法については、委員の意見を踏まえて改善することも視野に入れている。「市民協働・共創促進事業」と「ファンファーレ」は性質の異なる制度だが、混同しやすい部分があるため資料11として制度比較表を作成した。）

○会長 市民協働を進めるための制度が二つあり、一つが「市民協働・共創推進事業」、もう一つが「ファンファーレ」です。この会議の部会で採択候補事業を決める審査をし、実施後は報告会に出席して評価をすることで、ひとつのサイクルになります。先ほどPPPの話もありましたが、予算の規模感としては資料11の「財政支援」のとおりです。質問はありますか。

○委員 評価基準について、過去の評価者から意見があったというような説明がありましたが、どんな意見が出たのですか。

○事務局 例えば、資料9-4のヒアリングシートでは採点と所感を記載いただきますが、作業量が多いため簡素化できないか、といった意見が出ていました。

○委員 具体的に検討を進めているのですか。

○事務局 具体的な検討はこれからですが、事務局から何案か示し、委員から意見をいただき、議論をさせていただければと思っています。

○委員 つまり、評価基準のうち、評価方法のところをもう少しわかりやすくするという意味ですか。評価基準や審査基準は固定されているのでしょうか。

○事務局 審査基準に関しても、公益性に資するものという大きな考え方は変わりませんが、例えば、市としても成果と同様に協働すること自体も重視をしているため、そのウェイトを変えるといったこともあり得ると考えています。

○委員 起業や新規事業の立ち上げに関わっていますが、起業して失敗される方のポイントとして、目的が明確化どうかと、いわゆるパッションがあるのか、といったところが弱い方がいます。何としてもこれやりたい、という方は、成功確率が非常に高く、そういった点を私どもは重視をしていますが、この審査基準にそうした項目がないと思います。プレゼンテーションの時に見ることはできると思いますが、項目に入れた方が成果につながりやすいと思います。枠の中にはまっていれば採択されるということでは、うまくいかないと思います。

○会長 評価基準の項目の立て方は固定されているのか、あるいは変えていくことができるのか、いかがでしょうか。

○事務局 基準を変える権限は市にあります。当会議の意見を考慮することは可能です。おっしゃるとおり熱意は重要だと思いますし、プレゼンテーションの際に、部会員からの質問として熱意を確認することは可能ですので、評価のポイントとして数値化して測ることも可能と考えます。

○会長 この審査基準を次の審査会前までに変更することは、スケジュール的に可能ですか。

○事務局 「市民協働・共創促進事業」に関しては、次の審査会が8月20日のため、第2、3回の会議で諮り、承認されれば間に合います。次回の第2回会議で本日の意見を踏まえた案を示し、審議いただくのはいかがでしょうか。

○会長 それでは、そのようにお願いします。

○事務局 承知しました。

○委員 前の期で部会員をやって感じたことですが、実際の提案数が多くはないため、より多くの提案があがるような広報について考えていけるとよいと思います。

○会長 提案募集については、デザイン的にもきれいなチラシを作成いただけていますが、市民に届くのか、周知や広報に改良の余地があるということですが、いかがでしょうか。

○事務局 市が持っている広報ツールはホームページやSNSを含めすべて活用しており、市民活動センタープラッツでも周知しています。委員の皆さまも日頃から市民活動をされていると思いますので、ぜひ周知へのご協力や広報ツールもご教授いただけますと幸いです。

○会長 いまチラシを見ていますが、「ファンファーレ」の応募は締め切っていますが、「市民協働・共創促進事業」は10月31日まで受け付けているということですね。

○事務局 そのとおりです。「市民協働・共創促進事業」の第2回の審査が8月で、現在応募を受付けていますが、相談は来ているものの、正式な応募には至っていない状況です。

○会長 広報には委員もご協力いただければと思います。

○委員 まだ知らない方への広報は大事だと思いますが、知っても次の一步がなかなか出ないのではないかと思います。これは起業でもそうですが、よく補助金や助成金への申請でもサポートが付き、採択されやすいような書き方を指南したり、内容を精査したりします。アイデアはあるが書類作成が大変だというハードルを埋める相談会などの仕組みを作り、サポ

ートできるとよいと思います。

○事務局 事前の相談窓口は設けており、当課で提案の概要を伺い、それを踏まえて提案内容にあった部署につなげるということをしています。「市民協働・共創促進事業」は、担当部署と提案した事業者が協働で提案をする仕組みですので、当課が採択に向けたサポートをしています。あわせて市民活動センタープラッツもコーディネート機能を持っていますので、書類の作成方法や成果の出し方といった部分で協力できると思っています。

○委員 そういった取り組みをしているのであれば、このチラシにそれを入れたらいいと思います。いきなり事業への提案ではなく、とりあえず何でもいいから相談を受けます、といった気軽さや、相談に行くのが第一歩ぐらいで書いてあるといいと思います。

○事務局 資料9-1、チラシの裏面の「事業の流れ」では、先ほど申しあげた内容を「01 協働・共創の窓口への提案」として記載しており、お気軽にご相談くださいというアナウンスもしておりますが、今後もそうした提案者を増やすためのご意見をいただけると非常にありがたいです。

○委員 おっしゃるとおり、せっかくアイデアの種があるのであれば、面倒だからと入り口で止まらず、それをどう生かすかですね。

○会長 せっかく種があるのであれば、成長していくところまでサポートするということですね。

○委員 事業の完成形を持ってくるのではなくて、芽を一緒に育てるということですね。

○委員 先ほどの広報については、自治会回覧では回ってきていません。文化センターに置いても行かない、掲示板に貼っても見ない人が多いので、回覧板が一番見られると思います。

○会長 アナログとデジタルの両方で周知をしていただければと思います。

○委員 私も「ファンファーレ」に応募したかったのですが、どこに相談していいか分からず、その前に協働・共創って何だろう、というところから調べたので、市民の方にもそれをかみ砕いて、発信できる方法があったらいいと思います。回覧板にも入っているとよいと思います。

○会長 今回条例を作りましたが、やはり条例というと響くものがあり、皆さんに知ってもらうきっかけにはなったと思います。協働とは何だろう、こういうものなんだ、となり、自分もやってみたい、となっていくと思います。

○委員 報告会は、事業者が部会の前で報告するものなのですか。

○事務局 報告会は事業実施後に、成果をプレゼンテーション形式で部会員に報告いただくものです。

○委員 その後、広く公開されることはありますか。

○事務局 報告会の内容は、後日市のホームページに掲載します。

○委員 いくつか事業があって、こういったものが採択されたなど、実施されたことが広く周知されれば応募も増えるのではないかと思います。

○会長 単に結果の報告だけでなく、実施した方が、ここが難しかった、ここを市に手伝ってもらってうまくいった、などの話もあれば、応募に繋がるかもしれません。

○事務局 ありがとうございます。

○会長 それでは、審議事項の4、会議の開催予定について、事務局から説明してください。

○事務局 説明します。

(資料2に基づき、会議の開催予定を説明。)

○会長 質問はありますか。なければ、資料2のスケジュールで確定します。続けて、審議事項5、部会の設置について、事務局から説明してください。

○事務局 説明します。

(資料12に沿って、部会の趣旨および所掌事項について説明。「市民協働・共創促進事業」と「ファンファーレ」で審査および評価の基準が異なることと、委員の負担を考慮し、部会を事業ごとに設置することも可能であると提案。部会員は各3名で、任期は例年一年間。部会内で委員の属性が重複しないよう可能な範囲で調整し、部会員の欠席を想定してあらかじめ代理を選出することを依頼。)

○会長 まずは「市民協働・共創促進事業」と「ファンファーレ」で二つの部会に分けるかどうかと、任期を検討します。任期は一年間と書かれていますが、二年間でもよいということですか。

○事務局 任期は例年一年間でしたが、二年間にすることも可能です。

○会長 わかりました。意見や質問はありますか。

○委員 多くの方が関わった方が基準を考える参考になると思うので、部会は分ける方がよいと思います。

○委員 実際やってみて、任期が一年間だと評価しにくいということはありませんでしたか。

○委員 一年間でも支障は感じませんでしたので、一年間でも大丈夫だと思います。

○会長 他に意見はありますか。

○委員 部会にかかる時間はどのくらいですか。

○事務局 提案の事業数にもよりますが、過去に二事業の提案だった際は、午後2時から4時半頃までであり、公開プレゼンテーションの後に休憩を挟んで、審査会に移ります。

○会長 他になければ、部会は二つに分け、任期は一年間にしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○委員 この会議は再任されている方のおかげでうまく進んでいるように思います。部会も一年目に経験した方のうち、どなたかに二年目も引き受けていただいた方がうまく引き継げると思います。

○会長 いかがでしょうか。よろしければ、各部会でうち一名は二年目に再任することとし、その方をどなたにするかは各部会の中で話し合ってくださいということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、部会員を決めていきますが、希望はありますか。

(複数の委員から、どちらの部会員になってもよいとの声)

○委員 事業に応募する側になる可能性があるのですが。

○事務局 補足させていただきます。委員が事業に応募する場合は審査ができませんので、その際はあらかじめ選出いただいた代理の方に依頼いたします。

○会長 代理というのは、部会員を4名選ぶということですか。

○事務局 正式には3名ですが、欠席者がいた場合を想定して、あらかじめ打診させていただくものです。

○会長 代理になった方も、毎回部会に出席しておいた方がよいのですか。

○事務局 その想定はしていません。審査方法等は個別にご説明し、ご負担がないようにします。

○会長 今は3名ずつ選ばばよいのですか。

○事務局 なるべく4名ずつ選出をお願いします。

○会長 わかりました。ほかに希望はありますか。

(順番に希望を確認)

○委員 プラッツ登録団体代表者2名は、同じ部会には属さず別れた方がよいですね。

(賛成の声。各委員の希望をもとに話し合い)

○会長 4名ずつが決まりました。「市民協働・共創促進事業」は、五十嵐委員、芝委員、柴原委員で、代理は田中委員、「ファンファーレ」は、関根委員、高橋委員、野原委員、代理は丹野委員をお願いします。

○委員 これらの事業について、高野市長は現状をどう考えているのでしょうか。

○事務局 現状に関しては条例が策定され、これをどう生かすかをこれから議論いただく計画になってくると思います。条例の理念を達成するために具体的な計画を策定し、それによって協働の手法を市内全体に広めていくところを市長が先頭になって目指しています。

○会長 いよいよ基本方針が条例と具体的な計画に分けてステップアップしていくところです。高野市長の肝煎りの事業と言えらると思います。予定していた審議事項が終わりました

ので、委員の皆様から何かありますか。なければ、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局 事務局から二点お知らせします。

(次回審議会開催予定の周知と、委員報酬の支払いに関する書類提出について依頼)

○委員 会議録は共有、公開されますか。また公開場所は教えてもらえますか。

○事務局 会議録は共有し、一部の図書館やふるさと府中歴史館にある市政情報公開室のほか、ホームページで公開しますのでお示しします。

○会長 会議録の案は委員に確認し、修正していただくことになります。本日は以上で散会とします。皆様ありがとうございました。